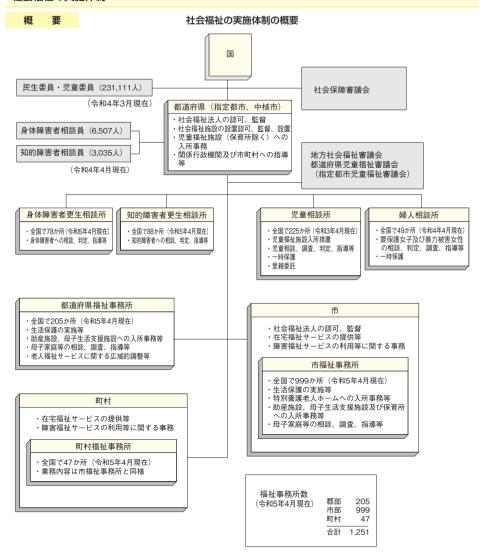


# 社会福祉•援護

# 社会福祉の実施体制



# 社会福祉法人

# 概 要

### 社会福祉法人の概要

社会福祉法人とは、社会福祉法第2条に定められている社会福祉事業(第1種社会福祉事業及び第2種社会福祉事業)を行うことを 目的として、社会福祉法の規定により設立される法人である。

社会福祉法人制度は、社会福祉事業の公共性から、その設立運営に厳格な規制が加えられている。

社会福祉法人の設立等の認可は、厚生労働大臣(事業が2以上の地方厚生局にわたり、かつ、全国組織として設立される法人等) 若しくは都道府県知事または市長(特別区の区長を含む)が行う。

#### 第1種社会福祉事業

- ・生活保護法に規定する救護施設、更生施設
- ・生計困難者を無料または低額な料金で入所させて生活の抹助を行う施設
- ・生計困難者に対して助葬を行う事業
- ・児童福祉法に規定する乳児院、母子生活支援施設、 児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施 設 児童自立支援施設
- ・老人福祉法に規定する養護老人ホーム、特別養護老 人ホーム、軽費老人ホーム
- ・障害者総合支援法に規定する障害者支援施設
- ・売春防止法に規定する婦人保護施設
- 授産施設
- ・生計困難者に無利子または低利で資金を融通する事業
- ・共同募金を行う事業

#### 第2種社会福祉事業

- ・生計困難者に対して日常生活必需品・金銭を与える事業
- · 生計困難者生活相談事業
- ・児童福祉法に規定する障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、 子育で短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育で支援拠点事業、一時預かり事業、小規 候住居型児童養育事業、小規模保育事業、病児保育事業、子育で援助活動支援事業
- ・児童福祉法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設、 児童家庭支援センター
- ・児童福祉増進相談事業 (利用者支援事業など)
- ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推 進に関する法律に規定する幼保連携型認定こども園
- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する母子家庭日常 生活支援事業、父子家庭日常生活支援事業、寡婦日常生活 支援事業
- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する母子・父子福祉 施設
- ・老人福祉法に規定する老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型店宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業、複合型サービス福祉事業
- ・老人福祉法に規定する老人デイサービスセンター (日帰り介 護施設)、老人短期入所施設、老人福祉センター、老人介護 支援センター
- ・障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業、一般 相談支援事業、特定相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センター、福祉ホーム
- ・身体障害者福祉法に規定する身体障害者生活訓練等事業、 手話通訳事業又は介助犬訓練事業若しくは聴導犬訓練事業
- ・身体障害者福祉法に規定する身体障害者福祉センター、補 装具製作施設、盲導犬訓練施設、視聴覚障害者情報提供 施設
- · 身体障害者更生相談事業
- 知的障害者更生相談事業
- ・生計困難者に無料または低額な料金で簡易住宅を貸し付け、または宿泊所等を利用させる事業
- ・生計困難者に無料または低額な料金で診療を行う事業
- ・生計困難者に無料または低額な費用で介護老人保健施設、 介護医療院を利用させる事業
- 隣保事業
- ・福祉サービス利用援助事業
- 各社会福祉事業に関する連絡
- ・各社会福祉事業に関する助成

#### 社会福祉法人設立の要件

社会福祉法人を設立するに当たっては、主に以下の要件を満たす必要がある。

#### 1. 組 織

社会福祉法人の役員は、6名以上の理事及び2名以上の監事で構成等すること。理事には、①社会福祉事業の経営に関する識見を有する者、②当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者、③当該社会福祉法人が施設を設置している場合にあっては、当該施設の管理者が含まれなければならない。監事には①社会福祉事業について識見を有する者、②財務管理について識見を有する者が含まれなければならない。

社会福祉法人の評議員は、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者のうちから選任することとされており、 評議員の数は、定款で定めた理事の員数を招える数でなければならない。

また、関係行政庁の職員や、実際に法人運営に参画できない者を名目的に選任することは適当ではなく、親族等の特殊な関係にある者の選任についても制限されている。

さらに、一定規模以上の法人は会計監査人を設置しなければならない。

#### 2. 資 産

基本財産として、社会福祉事業を行うために必要な土地、建物等の資産を用意すること。

その他財産として、法人設立時に年間事業費の12分の1以上(一部介護保険法等に係る事業を主とする法人は12分の2以上が望ましい。)に相当する額を、預金等で準備すること。

#### 3. 事 業

前ページに掲げる社会福祉事業のほか、公益事業及び収益事業を行うことができる。

公益事業とは、公益を目的とする事業で社会福祉事業以外の事業(社会福祉と全く関係のないものを行うことは認められない。)をいい、具体的には居宅介護支援事業、介護老人保健施設、有料老人ホームを経営する事業等であること。

収益事業とは、その収益を法人が行う社会福祉事業又は公益事業の財源に充てるために行われる事業で、法人所有の不動産を活用して行う貸ビル、駐車場売店の経営等であること。

公益事業及び収益事業は、ともに本来事業である社会福祉事業に対し従たる地位にあること。また、その用に供する財産は、基本財産、その他財産とは明確に分離して管理すること。

#### 4. 情報開示

毎年6月末日までに、次に掲げる書類を作成し、所轄庁へ届け出なければならない。

- ・計算書類等(計算書類(貸借対照表、事業活動計算書及び資金収支計算書をいう。以下同じ。)及び事業報告並びに その附属明細書、監査報告(会計監査人設置法人は、会計監査報告を含む。))
- ・財産目録等(財産目録、役員等名簿、報酬等の支給の基準を記載した書類及び事業の概要等を記載した書類)

上記書類と定款は各事務所に備えておき、正当な理由がある場合を除いて、これらを外部の閲覧に供しなければならない。

また、定款、計算書類、役員等名簿、報酬等の支給の基準を記載した書類、現況報告書については、インターネットを活用し、公表しなければならない。

#### 5. 設立の相談

設立の際は、各都道府県、市(特別区を含む)の社会福祉法人担当部局に相談すること。

# 6. その他

施設長の資格

社会福祉施設の施設長は、厚生労働省令及び旧厚生省令、昭和47年「社会福祉法人の経営する社会福祉施設の長について(局長通知)」に規定する適格者でなければならない。

#### 社会福祉法人数の推移

(各年とも3月31日現在の数)

年 次	1980年 (昭和55)	85 (60)	90 (平成2)	95 (7)	00 (12)	01 (13)	02 (14)	03 (15)	04 (16)	05 (17)	06 (18)	07 (19)	08 (20)	09 (21)
厚生労働大臣所管	9,471	11,672	118	127	138	144	146	151	164	181	195	222	242	285
都道府県知事等所管	_	_	13,305	14,705	16,596	17,002	17,560	18,150	18,613	18,630	18,258	18,412	18,537	18,625
年 次	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	
+ ^	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)	(28)	(29)	(30)	(令和元)	(令和2)	(令和3)	(令和4)	
厚生労働大臣所管	308	330	364	403	431	480	514	40	40	40	39	39	39	
都道府県知事等所管	18.674	18.727	19.246	19.407	19.636	19.823	19.969	20.625	20.798	20.872	20.933	20.985	21.021	I

- (注) 1. 昭和62年4月以前はすべて厚生労働大臣所管
  - 2. 年次11 (23) は、東日本大震災の影響により、福島県(郡山市及びいわき市以外)を除いて集計した数値である。

# 社会福祉協議会

# 概 要

#### 社会福祉協議会の概要

#### 1 社会福祉協議会の概要(2023(令和5年)年4月1日現在)

・全国社会福祉協議会 1か所

・都道府県・指定都市社会福祉協議会 67か所 ・市区町村社会福祉協議会 1,817か所 資料: 全国社会福祉協議会調べ

#### 2 市区町村社会福祉協議会の主な事業例 2021 (令和3) 年度事績

(数字は各事業を実施している市区町村社協の割合:%)

(数116日季末と入港)	C. 2015 111 Elm.> 111	4 · 70 /	
	画	地域福祉活動計画の策定	79.7
相談	*1	総合相談(対象を限定しないあらゆる相談)事業	82.5
貸	付	法外援護資金貸付・給付	30.6
		地域福祉推進基礎組織	49.1
小地域流	舌動 ※2	小地域ネットワーク活動	60.5
		ふれあい・いきいきサロンの設置	89.5
4-D4-10-10-	- >	ボランティアセンター機能	90.1
住民参加・ボラ	フンテイア ※3	福祉教育事業の推進のための指定事業	70.7
		訪問介護事業	60.9
	介護保険事業	通所介護事業	35.0
在宅福祉サービス		訪問入浴介護事業	12.3
仕七価位り一ころ		居宅介護(ホームヘルプ)事業	50.9
	自立支援給付	重度訪問介護(ホームヘルプサービス)事業	39.9
		行動援護事業	9.7
福祉サービス	利用援助 ※4	日常生活自立支援事業	86.8
成年	後見 ※5	法人後見事業	35.8
		身体障害児者(家族)の会	38.9
		知的障害児者(家族)の会	28.1
水車本 (名	家族)の会	精神障害児者(家族)の会	12.1
	・運営援助	認知症高齢者(家族)の会	14.3
○ノ 示旦 示以 】 し	* 连占饭则	ひとり暮らし高齢者の会	7.9
		ひとり親家庭の会	14.9
		ひきこもり(家族)の会	7.3
団体	事務	共同募金支会または分会	91.0
四件	<b>学</b> 4カ	老人クラブ連合会	52.8
		ファミリーサポート事業	15.7
子ども・子首	ち 7 宏 広 士 揺	放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)	11.8
1 5 9 . 1 6	月 (外)(注义)(及	こども会・こどもクラブの組織化・運営支援	4.6
		児童館・児童センターの運営	8.2
		買い物支援サービス	21.1
20	D他	電話による声かけ活動	17.6
70	716	食事サービス	48.9
		移動サービス	36.7

- (注) ※1. 総合相談事業を実施している社協のうち、51.9%が窓口業務として毎日実施している。
  - ※2. 小地域ネットワーク活動(見守り・支援活動)とは、日常生活圏域(地区社協、小・中学校区、自治会・町内会等)に おいて、地域の要援護者やそのおそれのある人々に対して、近隣住民やボランティア(福祉協力員、福祉委員等)、民 生委員・児童委員、老人クラブ等が一定の継続性や組織性をもって行う見守りや支援活動を指す。活動対象者(世帯) は、ひとり暮らし高齢者世帯を中心に全体で3,819,765件である。
  - ※3. ふれあい・いきいきサロンは、87,733か所で実施している。
  - ※4. 日常生活自立支援事業は、都道府県・指定都市社協を実施主体とし、事業の一部を適切な事業運営ができると認められる社協(基幹的社協)等に委託する形で行われる。ここでの数字は、本事業の委託を受けている市区町村社協の全体に占める割合を表しており、実際は、基幹的社協が本事業の委託を受けていない複数の市区町村社協を担当エリアとしているため、全国域をカバーしている。また、その実利用者は令和3年度末で56,549人が利用している。
  - ※5. 受任体制のある市区町村社協の全体に占める割合。全国社会福祉協議会「令和3年度成年後見制度にかかる取組状況調査報告書」に基づく。

資料:全国社会福祉協議会調べ。(「市区町村社会福祉協議会活動実態調査等報告書2021 | 等)



# 社会福祉施設

# 脚 更

# 社会福祉施設の概要

社会福祉施設は、老人、児童、心身障害者、生活困窮者等社会生活を営む上で、様々なサービスを必要としている者を援護、育成し、または更生のための各種治療訓練等を行い、これら要援護者の福祉増進を図ることを目的としている。

社会福祉施設には大別して老人福祉施設、障害者支援施設、保護施設、婦人保護施設、児童福祉施設、その他の施設がある。

# **社会福祉施設分類別施設数、定員数**

分 類	施設数	利用者定員
総数	(か所) 1) 153,048	(人) 1) 2) 6,233,156
①経営主体分類		
公営	2) 15,614	2) 876,176
私営	2) 137,439	2) 5,356,979
②年齢別分類		
成人施設	106,488	2) 3,113,060
児童施設	46,560	3,120,096

資料: 厚生労働省政策統括官付参事官付社会統計室「社会福祉施設等 調査」(令和3年10月1日現在)及び「介護サービス施設・事業所 調査」(令和3年10月1日現在)

- (注) 1) 都道府県・指定都市・中核市が把握する施設について、活動 中の施設を集計している。
  - 推計値を含んだ数値であり、単位未満を四捨五入しているため、内訳の合計が「総数」に合わない場合がある。

## 社会福祉施設の整備、運営のための費用負担

社会福祉施設の整備のための費用は、国及び地方を共団体の補助金のほか、特別地方債や独立行政法人福祉医療機構からの融資並びに公営競技の益金の一部等、公費及び民間の補助的度並びに自己負担部分についての貸付金制度等により賄われている。 社会福祉施設の建物の整備に要する費用に対する国庫補助に伴う費用負相関係は、原則、次表のとおりとなっている。

費用負担者設置主体	国	都道府県 (指定都市、中核市を含む)	市町村	社会福祉法人等
社会福祉法人等	<u>50</u> 100	<u>25</u> 100		<u>25</u> 100

(注) 平成17年度より、高齢者関連施設等及び児童関連施設の整備については、従来の社会福祉施設等施設整備費負担(補助)金から、それぞれ地域介護・福祉空間整備等交付金、次世代育成支援対策施設整備交付金に再編された。また、平成20年度より、保育所の整備については、従来の次世代育成支援対策施設整備交付金から子育て支援対策臨時特例交付金(安心こども基金)により取り扱うとともに、新たに保育所等整備交付金が創設された。

社会福祉施設の運営のための費用(措置費)は、施設へ入所(利用)または入所(利用)委託の措置をとった者が、次のとおり負担することとなっている。

なお、入所施設の場合は、入所者またはその扶養義務者に負担能力のある場合には、その能力に応じて費用の全部または一部を徴収することとなっている。

# 詳細データ① 施設の種類別施設数と定員の推移

(各年10月1日現在)

施	設	の #	重 類		施 設 数			定 員	
	収	0) 4		2019(令和元)年	2020(令和2)年	2021 (令和 3)年	2019(令和元)年	2020(令和2)年	2021(令和3)年
総			数	148,749	150,732	153,048	5,983,267	6,113,168	6,233,174
保救	護護	施施	設 設	288 183	289 183	288 182	19,248 16,468	19,266 16,383	19,090 16,207
市	生	施	RX ₩Ðr	20	20	20	1,418	1.388	1,388
更医	療保	護	施設	56	56	56	1,410	1,300	1,300
授	産	施	設 施 設 設	15	15	15	470	470	470
宿	所 提	供 ""	施設	14	15	15	892	1,025	1,025
老	人 福	社	施設	75,287	75,237	75,629	2,006,394	2,016,245	2,042,091
養	護老	人 ホ	- A	946	948	941	62,912	62,944	62,153
養	護老人	、 ホ ー	ム (一般)	894	896	889	59,938	59,960	59,169
養	護老人	、ホー	ム (盲)	52	52	52	2,974	2,984	2,984
特	別 養 護	老人才	ト ー ム2)	10,593	10,719	10,888	630,883	639,570	650,943
軽	費 老	人 ホ	- A	2,319	2,321	2,330	94,944	95,073	95,318
軽	費老人	ホ - A	ム A 型	191	190	189	11,326	11,276	11,176
軽	費老人	* - 1	ム B 型	12	13	13	518	568	568
軽	費老人ホー	- ム (ケア	ハウス)	2,035	2,034	2,039	81,707	81,787	82,032
都	市 型 軽	費老人	ホ - ム	81	84	89	1,393	1,442	1,542
老	人 福 社	止 セ ン	タ ー	1,997	1,959	1,921			
老	人 福 祉 ·	センター	(特A型)	237	227	218			
老	人 福 祉	センタ	- (A型)	1,320	1,291	1,258			
老	人 福 祉	センタ	<ul><li>(B型)</li></ul>	440	441	445			
老	人デイサ	ービスセ	ン タ -3)	47,866	47,622	47,759	1,068,069	1,067,550	1,081,046
老	人 短 排		施 設4)	11,566	11,668	11,790	149,586	151,108	152,631
障	害 者 支	援 施	設 等	5,636	5,556	5,530	189,155	187,809	187,299
障	害者	支 援	施設	2,561	2,570	2,573	138,672	138,367	138,370
		支 援 セ	ンター	2,935	2,849	2,824	48,703	47,689	47,202
福	祉	ホ -	- Д	140	137	133	1,780	1,753	1,727
身体	障害者社	会 参 加 支	援施 設	315	316	315	265	265	265
	体 障 害 者	福 祉 セ	ン タ ー	154	154	153			
身	体障害者相		- (A型)	36	38	38			
身	体障害者相	畐祉センタ	- (B型)	118	116	115			
障	害者更	生セン	ター -	4	4	4	265	265	265
補	装 具	製作	施 設	14	14	14			
盲	導 犬	訓練	施設	13	13	13	***		
点	字	☑ #	館	72	71	71			
点	字 出	版	施設	10	10	10			
聴	党 障 害 者	情 報 提	供 施 設	48	50	50			
婦	人 保	護	施設	46	47	47	1,215	1,329	1,245

+40	en.	Φ.	14	95		施設数			定 員	
施	設	の	種	類	2019(令和元)年	2020(令和2)年	2021(令和3)年	2019(令和元)年	2020(令和2)年	2021(令和3)年
児 童	福	社	施 設	等	44,616	45,722	46,560	2,987,642	3,067,329	3,120,096
助	産		施	設	385	388	382	3,096	3,146	3,120
乳		児		院	142	144	145	3,868	3,855	3,852
母 子		活 支	援 施	設 5)	219	212	208	4,547	4,472	4,385
保	育		Pif	等 6)	28,737	29,474	29,995	2,792,277	2,863,513	2,908,756
地 域		保育	事業	所	6,441	6,857	7,245	99,465	107,608	114,630
小 規		育事		A 型	4,033	4,467	4,855	68,709	76,234	83,102
小規				B 型	805	794	778	12,917	12,793	12,543
小規		育事		C 型 所	99	87	94	952	828	882
	庭的	保 育型 保	事業	所 能 所	899	868	852	3,813	3,740	3,683
居宅事業		文 保内 保	育事		10 595	11 630	13 653	21 13.053	22 13.991	25 14.395
児		Y) 体 養 讀		設	609	612	612	31,311	30,912	30,472
障害	里児 入			富祉型)	255	254	249	9,477	9,027	8,816
障害	児人			医療型)	218	220	222	20,622	20,885	21.153
	発達支	援セン		富祉型)	601	642	676	18,659	19,625	20,550
	発達支	援セン		医療型)	98	95	95	3,197	3,108	3.100
児童		理治	療 施	設	49	51	51	2,109	2,182	2,179
児 童		立支	援 旅	設	58	58	58	3,561	3,468	3,468
児 童	家 庭	支 援	セン:	> -	130	144	154			
児		童		館	4,453	4,398	4,347			
小	型	児	童	館	2,593	2,533	2,509			
児 大	童		ンタ	-	1,726	1,733	1,709			
大	型児		館 A	型	15	15	15			
大	型児	童	館 B	型	4	4	3			
大	型 児の 他		館 C	型		-				
		(0)	児 童	館	115	113	111			
児	童		遊	圍	2,221	2,173	2,121			
母 子	· 父	子 祥	量 祉 施		60	56	57			
母 子		子 福 祉		ター	58	54	55			
母 子	· 父	子 休	養 ホ -	- A	2	2	2			
その6	他の社	± 会福	祉 施	设 等	22,501	23,509	24,622	779,348	820,925	863,088
授	産		施	設	61	61	61	1,879	1,854	1,830
	科 低	額	宿 泊	所	448	512	614	14,644	17,211	20,395
盲	人	ホ	-	A	19	18	18	380	360	360
隊		保		館	1,066	1,061	1,061			
^	地	保 健	福 社	館	32	33	34			
旦常。	生活	支 援	住 居 カ			9	108		233	2,145
	月 老		* -	A	15,134	15,956	16,724	573,541	606,394	635,879
	ビス付き B 老	高齢者	向け住宅」		,	,	,			
		人 齢者向け	ホー 一住宅である	+ 0)	5,741	5,859	6,002	188,904	194,873	202,479
( 7 - 2	トラック	即省回げ	仕七じめる	to 00)	1	1	.,	1	1	

資料:厚生労働省政策統括官付参事官付社会統計室「社会福祉施設等調査」、「介護サービス施設・事業所調査」

- (注) 1. 都道府県・指定都市・中核市が程する施設について、活動中の施設を集計している。 2. 「介護サービス施設・事業所調査」において、介護を人福祉施設・地域密着型介護を人福祉施設として把握した数値である。 3. 「介護サービス施設・事業所調査」において、通所介護事業所・地域密着型通所介護事業所・認知症対応型通所介護事業 所として把握した数値である。
  - 所として記述した数値である。 4. 「介護サービス施設・事業所調査」において、短期人所生活介護事業所として把握した数値である。 5. 母子生活支援施設の定員は世帯数であり、定員の総数に含まない。

  - 6. 保育所等は、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園及び保育所である。 7. 統計項目のあり得ない場合は、「・」としている。

  - 8. 計数不明又は計数を表章することが不適当な場合は、「…」としている。

#### 詳細データ② 社会福祉施設の措置費(運営費・給付費) 負担割合

					費用	負担	
施設種別	措置権者(※1)	入所先施設の 区 分	措置費支弁者(※1)	围	都道府県 指定都市 中核市 児童相談所 設置市	市	町村
保護施設	知事•指定都市長•中核市長	都道府県立施設市町村立施設	都道府県・指定都市・中核市	3/4	1/4	_	_
1木護/他叔	市長(※2)	私設施設	市	3/4	_	1/4	_
老人福祉施設	市町村長	都道府県立施設 市町村立施設 私設施設	市町村	_	_	10/ (*	
婦人保護施設	知事	都道府県立施設 市町村立施設 私設施設	都道府県	5/10	5/10	_	_
児童福祉施設(※3)	知事·指定都市市長· 児童相談所設置市市長	都道府県立施設 市町村立施設 私設施設	都道府県·指定都市·児童相 談所設置市	1/2	1/2	_	_
	+E (Wa)	都道府県立施設	都道府県	1/2	1/2	_	_
母子生活支援施設 助産施設	市長(※2)	市町村立施設 私設施設	市	1/2	1/4	1/4	_
	知事·指定都市市長·中核市市長 児童相談所設置市市長	都道府県立施設 市町村立施設 私設施設	都道府県·指定都市·中核市 児童相談所設置市	1/2	1/2	_	_
保育所 幼保連携型認定こども園 小規模保育事業(所) (※6)	市町村長	私設施設	市町村	1/2	1/4 (※ 7)	1/4	
身体障害者社会参加	知事・指定都市市長・中核市市長	都道府県立施設 市町村立施設	都道府県・指定都市・中核市	5/10	5/10	_	_
支援施設(※5)	市町村長	私設施設	市町村	5/10	_	5/	10

- (注)※1. 母子生活支援施設、助産施設及び保育所は、児童福祉法が一部改正されたことに伴い、従来の措置(行政処分)がそれ ぞれ母子保護の実施、助産の実施及び保育の実施(公法上の利用契約関係)に改められた。
  - ※2. 福祉事務所を設置している町村の長を含む。福祉事務所を設置している町村の長の場合、措置費支弁者及び費用負担は 町村となり、負担割合は市の場合と同じ。
  - ※3、小規模住居型児童養育事業所、児童自立生活援助事業所を含み、保育所、母子生活支援施設、助産施設を除いた児童福 祉施設。
  - ※4. 老人福祉施設については、平成17年度より養護老人ホーム等保護費負担金が廃止・税源移譲されたことに伴い、措置費
  - の費用負担は全て市町村(指定都市、中核市含む)において行っている。 ※5. 改正前の身体障害者福祉法に基づく「身体障害者更正援護施設」は、障害者自立支援法の施行に伴い、平成18年10月より「身体障害者社会参加支援施設」となった。 ※6. 子ども子育て関連三法により、平成27年4月1日より、幼保連携型認定こども園及び小規模保育事業も対象とされた。ま
  - た、私立保育所を除く施設・事業に対しては利用者への施設型給付及び地域型保育給付(個人給付)を法定代理受領す る形に改められた。
  - ※7. 指定都市・中核市は除く。

# 福祉に進わる人材

#### 概 要

# 福祉に携わる人材確保の休系図

# 福祉人材ヤンター・福祉人材バンク(※)。

福祉人材センターは各都道府県社会福祉協議会に設置されています。 ■福祉人材がンクは福祉人材センターの支所として一部の市社会福祉協議会に設置されています。福祉人材センターと連携 1世世八代パンクは1世世八代 ことと シスパこして 日の月上五日田正の明五八日にとし しかがら より地域に密着した無料職業紹介や広報・啓発活動を行っています。

希望する人

のある人<br />
福祉施設等で働い

た経験

がある人間を

知りたい人

離職 福祉

低した人 施設等

から

参加

3/1

参加

情報

発信

求職申込

●福祉の仕事に就きたい、機会があれば働 いてみたい、資格や経験を生かして働い てみたいなど福祉の仕事を希望する人た ちに求職の申込をいただき、求人の情報 を提供し、就職のあっせんをいたします。

# 無料職業紹介

●社会福祉サービス実施機関の新設や 欠員・増員に伴う職員募集、産休や 育休などに伴う代替職員募集、パー トなど多様な勤務形態の職員募集な ど求人の申込をいただき、求職者の 情報を提供し、人材のあっせんをい ナー ます

この事業は、職業安定法第 33条により厚牛労働大臣の 許可を受けて行う無料職業 紹介です。

求人申込

情報提供 人材あっせん

相談

助言

情報提供 対職あっせん

# 福祉職場説明会 · 合同面接会説明

- ●福祉職場説明会は、福祉施設や在字福祉サービスなどの福祉の仕事について、実際に 働いている職員の方々から説明してもらい、仕事に関する不安を解消し積極的な就 聯につかげていただく堪です
- ●合同面接会では、実際に求人のある福祉施設・事業所と面接を行います。
- ●いずれの会場でも、福祉に関する資格の取得方法や就職に関する相談にも応じます。

# 潜在的有資格者等向け講習会

●介護福祉士や社会福祉士、保育士等の福祉に関する資格を取得している方等を対象に、 最新の福祉現場の動向や実践的な講義・実習を行います。福祉施設などで働いた経 験のある方も、資格を取得してからしばらく関係する仕事に就いていなかった方も、 資格を活かして福祉現場で働きたいと思っている方の就職を支援します。

# 施設見学・職場体験

- ●「福祉に関心がある」という方や「福祉の仕事に就きたい」という方を対象に、研修 や講話だけでなく、実際に施設の様子を見たり職員の仕事を体験していただく場です。
- ●特に「福祉の仕事に就きたい」という方には、実際に就職を考えている施設・事業所 への体験・見学も調整します。

# 福祉の仕事の広報・啓発

●高校生を対象にした学校での「出前講座」や、市民を対象にした「福祉入門教室」、 各種パンフレットの作成など、就労を希望する人だけでなく広く福祉の仕事に関する 情報発信を行っています。

# 離職等による届出

●離職等した際に、住所や氏名等を福祉人材センターに届け出していただきます。 また、届出した方には求人情報や研修案内等の再就業を支援する情報を提供します。

# 人材確保に関する研修・相談

- ●良質な福祉サービスを維持するた めには、有能な福祉人材を確保す るとともに、その定着と資質の向 上を図ることが大切です
- ●多彩な福祉人材確保、職員の定着 を図るための職員処遇や勘路休割 の改善、人材育成や経営のあり方 等について、経営者を対象とした 研修・相談を行っています。

# 働く人の資質向上・ キャリアアップに関する 研修・相談

- ■福祉サービスの向上を図るために は、福祉施設等で働く人の専門性 の充実・キャリアアップが大切で
- ●職能団体や他の研修実施機関とも 連携し、階層別・職種別等の研修 を行っています
- ●また、資格取得・転職などに関す る個別相談にも応じています。

社会福祉施設 事業所 筝

参加· 相談

助言

届出 情報 発信

> 連携 情報提供

·介護福祉士会

• 社会福祉十会

• 看護協会 (ナースセンター) 等職能団体

ハローワーク

(公共職業安定所) 等職業紹介機関

福祉関係 ・大学

高校

短大 ·福祉系養成校

業種別協議会 (施設経営者)

**社**会福祉

施設等で働

福祉

# 詳細データ

# 施設の種類別にみた職種別常勤換算従事者数

(単位:人) 令和3年10月1日現在

(+II-70)									13-140-1	0/J. H-50 H
		1)	1)			1)	2)			
	総数	保護施設	老人福祉 施 設	障 害 者援 叛	婦人保護施 設	児童福祉 施 設 (保育所等・ 地域型保育 事業所を除く)	保育所等	地域型保育事業所	母子·父子 福祉施設	有ホ ( 付者 宅 人ムス齢住)
総数	1,214,854	6,203	39,452	108,397	400	91,028	690,188	56,307	218	222,661
施設長・園長・管理者	59,252	214	2,392	3,949	29	4,555	29,565	6,268	23	12,257
サービス管理責任者	4,063			4,063						
生活指導・支援員等 3)	91,987	758	4,331	62,535	169	15,560			2	8,632
職業・作業指導員	3,547	62	108	2,391	14	453			-	521
セラピスト	7,497	7	149	1,080	7	3,833			-	2,421
理学療法士	2,668	2	44	553	-	1,099			-	970
作業療法士	1,756	4	32	356	-	914			-	451
その他の療法員	3,073	1	72	172	7	1,820			-	1,001
心理・職能判定員	37			37						
医師・歯科医師	3,120	26	125	312	4	1,347	1,059	143	1	103
保健師・助産師・看護師	54,093	428	2,557	5,531	23	11,934	12,680	818	-	20,122
精神保健福祉士	1,373	121	34	1,006	0					212
保育士	406,005					19,668	384,371	1,959	8	
保育補助者	22,374						22,300	74		
保育教諭 4)	120,583						120,583			
うち保育士資格保有者	114,224						114,224			
保育従事者 5)	34,274							34,274		
うち保育士資格保有者	32,131							32,131		
家庭的保育者 5)	1,416							1,416		
うち保育士資格保有者	1,071							1,071		
家庭的保育補助者 5)	817							817		
居宅訪問型保育補助者 5)	152							152		
うち保育士資格保有者	83							83		
児童生活支援員	644					644			-	
児童厚生員	11,454					11,454			-	
母子支援員	691					691			-	
介護職員	170,279	3,169	18,194	12,213	5					136,698
栄養士	34,139	202	2,063	2,496	20	1,587	24,382	1,896	-	1,492
調理員	80,785	498	4,586	4,865	46	4,013	49,464	3,491	-	13,823
事務員	39,564	439	2,722	5,028	46	4,052	16,177	969	86	10,045
児童発達支援管理責任者	1,329					1,329			-	
その他の教諭 6)	4,856						4,856			
その他の職員 7)	60,521	279	2,192	2,891	36	9,908	24,752	4,030	99	16,335

資料:厚生労働省政策統括官付参事官付社会統計室「社会福祉施設等調査」

- (注) 従事者数は常勤換算従事者数であり、小数点以下第1位を四捨五入している。
  - 従事者数は詳細票により調査した職種についてのものであり、調査した職種以外は「…」とした。
    - 1) 保護施設には医療保護施設、老人福祉施設には老人福祉センター(特A型、A型、B型)、児童福祉施設(保育所等・地
    - 域型保育事業所を除く)には助産施設、児童家庭支援センター及び児童遊園をそれぞれ含まない。 (保育所等は、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園及び保育所、地域型保育事業所は小規模保育事業所A型、小規模保育事業所B型、小規模保育事業所C型、家庭的保育事業所、居宅訪問型保育事業所及び事業所内保育事業所で ある
    - 3) 生活指導・支援員等には、生活指導員、生活相談員、生活支援員、児童指導員及び児童自立支援専門員を含むが、保護 施設及び婦人保護施設は生活指導員のみである。
    - 4) 保育教諭には主幹保育教諭、指導保育教諭、助保育教諭及び講師を含む。また、就学前の子どもに関する教育、保育等 の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号) 附則にある保育教論等の資格の特例 のため、保育士資格を有さない者を含む。
    - 5) 保育従事者、家庭的保育者、家庭的保育補助者及び居宅訪問型保育者は地域型保育事業所の従事者である。なお、保育 士資格を有さない者を含む。
    - 6) その他の教論は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第 14条に基づき採用されている、園長及び保育教諭(主幹保育教諭、指導保育教諭、助保育教諭及び講師を含む)以外の 教諭である。
    - 7) その他の職員には、幼保連携型認定こども園の教育・保育補助員及び養護職員(看護師等を除く)を含む。



# **社会福祉士及び介護福祉士**

# 概

#### 社会福祉士及び介護福祉士の概要

#### 「社会福祉士とは〕

社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があることまたは環境上の理由により 日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療 サービスを提供する者その他の関係者との連絡及び調整その他の援助を行うことを業とする者である。

大学において厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者等で、社会福祉士試験に合格した者が、登録を 受けて社会福祉士になることができる。

# 社会福祉士の資格取得方法



#### 「介護福祉士とは〕

介護福祉士の名称を用いて、専門的 知識及び技術をもって、身体上または精神上の障害があることにより日常生 活を営むのに支障がある者につき心身 の状況に応じた介護 (喀痰吸引等を含 む)を行い、並びにその者及びその介 護者に対して介護に関する指導を行う ことを業とする者である

3年以上介護等の業務に従事し、かつ 都道府県知事の指定する実務者研修を 修了した者等で、介護福祉士試験に合 格した者等が、登録を受けて介護福祉 士となることができる。

# 介護福祉士の資格取得方法



- (注1) 養成施設ルートについては、平成29年度から養成施設卒業者に受験資格を付与し、5年間 をかけて国家試験の義務付けを漸進的に導入しています。
- 当分の間、介護職員基礎研修及び喀痰吸引等研修を修了した者についても介護福祉士試験 を受けることができます。 (注2)
- (注3) 特例高等学校については、卒業後9ヶ月以上の実務経験が必要です。
- (注4) 介護技術講習又は介護課程若しくは介護課程 [[を受けた方は、実技試験が免除となります。

#### 詳細データ① 社会福祉十国家試験及び介護福祉十国家試験の結果

R A		社会福祉士		介護福祉士			
区分	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率	
第35回(2022(令和4)年度)	36,974人	16,338人	44.2%	79,151人	66,771人	84.3%	

資料:厚生労働省社会・援護局調べ。

#### 社会福祉士及び介護福祉士資格取得者数 詳細データ②

	社会福祉士	介護福祉士
2022(令和4)年度	266,557人	1,819,097人

資料:厚生労働省社会・援護局調べ。 (注) 令和4年3月末現在の登録者数

# 民牛委員・児童委員

# 概

#### 民生委員・児童委員の概要

民生委員は、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、また、福祉事務所等関係行政

機関の業務に協力するなどして、社会福祉を増進するものとして、民生委員法に規定されている。 また、民生委員は、児童福祉法に規定されている児童委員を兼ねることとされており、地域の児童、妊産婦、母子家庭等の生活 るた。氏王女貞は、九里神祖広に成たとれている元里女貞を称ねることととれており、地域の九里、虹座頭、は了水陸寺の土田や取り巻く環境の状況を日頃から適切に把握するとともに、支援が必要な児童等を発見した場合には、相談に応じ、利用し得る制度やサービス等について助言し、問題の解決に努めることとされている。

主任児童委員は、児童委員活動への期待の高まりを受け、児童福祉に関する事項を専門的に担当する制度として平成6年に創設、 平成13年には児童福祉法に法定化されている。主任児童委員は、児童委員の中から「主任児童委員」の指名を受け、児童の福祉に 関する機関と区域を担当する児童委員との連絡調整を行うとともに、区域を担当する児童委員の活動に対する援助及び協力を行う こととされている。

## 詳細データ①

## 民生委員・児童委員、主任児童委員数

(令和4年3月31日現在)

	民生委員・児童委員	うち主任児童委員
男	88,610	2,914
女	142,501	18,545
合計	231,111	21,459

資料:厚生労働省政策統括官付行政報告統計室「令和3年度福祉行政報告例」

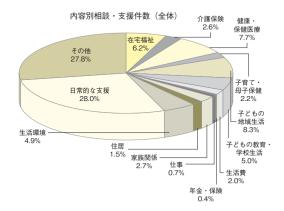
# 詳細データ② 民生委員・児童委員の活動状況

## 民生委員・児童委員全体の活動件数

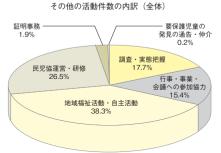
令和3年度の民生委員・児童委員による相談支援件数の総数は499万6,099件で、その内容は以下の表のとおりである。「日常的な支援」及び「その他」を除くと、「子どもの地域生活」に関するものが8.3%、「健康・保健医療」に関するものが7.7%と他に比べて比率が高い。

また、分野別では「高齢者に関すること」が58.9%と半数を超え、「子どもに関すること」が19.0%、「障害者に関すること」が4.3%となっている。

内容別相談・支援件数							
総件数	4,996,099						
在宅福祉	311,090						
介護保険	128,010						
健康・保健医療	382,287						
子育て・母子保健	109,012						
子どもの地域生活	415,714						
子どもの教育・学校生活	251,998						
生活費	98,973						
年金・保険	22,265						
仕事	32,836						
家族関係	136,143						
住居	76,430						
生活環境	246,235						
日常的な支援	1,397,994						
その他	1,387,112						



その他の活動件数				
総件数	18,809,585			
調査・実態把握	3,328,556			
行事・事業・会議への参加協力	2,889,066			
地域福祉活動・自主活動	7,206,115			
民児協運営・研修	4,982,737			
証明(調査・確認等)事務	365,298			
要保護児童の発見の通告・仲介	37,813			



資料:厚生労働省政策統括官付行政報告統計室「令和3年度福祉行政報告例」

(8)

# ボランティア活動

#### 概 亜

# ボランティア活動の現状

#### [活動者数]

(2018 (平成30) 年4月現在 全国社会福祉協議会調べ。都道府県・指定都市社協及び市区町村社協ポランティアセンターで登録また は把握している人数・グループ)

- (1) 人数 768万人 (1980 (昭和55) 年度 160万人の約4.8倍) (2) グループ 17.7万グループ (1980 (昭和55) 年度 1.6万グループの約11倍)

# [活動者の構成・内容] (2009 (平成21) 年9月末日現在)

※以下、すべて個人向け調査

(1) 性別

(%)

男性	女性	無回答
31.0	68.8	0.2

#### (2) 年齢

(%)

10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代以上
0.5	3.6	4.5	8.0	17.7	40.9	22.5	2.3

## (3) 職業別

(%)

(0) 1962(7)			(/0/
企業(被雇用者)	6.1	定年退職後の方	22.5
公務員	2.9	学生	1.7
団体職員	6.5	仕事には就いていない	5.1
NPO・NGO職員	3.5	その他	7.5
自営業	8.1	無回答	0.5
主婦・主夫(仕事を持っていない方)	35.6		

# (4) ボランティア活動の分野(複数回答)

(%)

高齢者の福祉活動	44.1	防災、防犯、交通安全などの活動	14.8
障害者の福祉活動	33.4	人権擁護に関する活動	5.9
子育て(乳幼児)に関する活動	17.8	国際交流・国際協力に関する活動	7.6
青少年(児童)の健全育成に関する活動	17.7	まちづくりなどに関する活動	22.5
健康や医療に関する活動	10.0	自治会・町内会・民生委員・児童委員・ 地区社協等の活動	26.7
教育、文化、スポーツ振興	19.8	その他	11.1
地域の美化・環境保全に関する活動	22.4	無回答	1.6
災害時のボランティア活動	14.7		

## (5) ボランティア活動を行っているエリア

(%)

小学校区・中学校区などの範囲における 活動	14.6	在宅での活動が中心	2.4
市町村全域を範囲とした活動	56.9	活動エリアは特に定まっていない	12.8
市町村域を超えた活動(県域・海外など)	10.3	無回答	3.0

# 牛活保護制度

# 概 要

#### 生活保護制度の概要

#### 「生活保護制度とは〕

生活保護制度は、生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の 生活を保障し、併せてその自立を助長する制度である。

保護の種類は、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助の8種類であり、要保護者の必要に応じ、単給または併給として行われる。

# 牛活保護費の決め方

#### (最低生活費の計算)



・このほか、出産、葬祭等がある場合は、その基準額が加えられる。

# (収入充当額の計算)

平均月額収入- (必要経費の実費+各種控除) =収入充当額

#### (扶助額の計算)

最低生活費一収入充当額=扶助額

#### 「生活保護の基準]

生活保護の基準のうち、衣食その他日常生活の需要を満たすための生活扶助基準については、一般国民の消費動向等に対応して 改定するいわゆる水準均衡方式により改定している。

# 世帯類型別生活扶助基準(令和5年度)

(単位:円)

	3人世帯 33歳男、29歳女、4歳子	高齢単身世帯 68歳女	高齢夫婦世帯 68歳男、65歳女	母子世帯 30歳女、4歳子、2歳子
1級地—1	158,760	77,980	121,480	190,550
1級地—2	153,890	74,690	117,450	185,750
2級地—1	149,130	70,630	113,750	179,270
2級地—2	149,130	70,630	113,750	179,270
3級地—1	142,760	67,740	108,810	171,430
3級地—2	139,630	66,300	106,350	168,360

(注) 冬季加算(VI区の月額×5/12)、児童養育加算、母子加算を含む。なお、基準額は令和5年4月1日現在。

# 詳細データ① 生活保護受給世帯数・生活保護受給者数・保護率、扶助人員と扶助率の推移

全体的な保護動向としては、生活保護受給者数は平成7年を底に増加に転じ、平成27年3月に過去最高を記録したが、近年は減少傾向で推移している。令和3年度の1か月平均の生活保護受給者数は203万8,557人、生活保護受給世帯数は164万1,512世帯、保護率は16.2%となっている。

(1か月平均)

		保護	生活保護	/D. *** -	生活扶	住宅扶	教育扶	介護扶	医療扶	その他	扶助率(実人員=100.0)					
	受 世 (千t	給 帯数 世帯)	受給者数 (千人)	保護率 (%)	助人員 (千人)	助人員 (千人)	助人員 (千人)	助人員 (千人)	助人員 (千人)	扶助人員 (千人)	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	介護扶助	医療扶助	その他扶助
1975(昭和50)	年度	708	1,349	12.1	1,160	705	229		785	5	86.0	52.2	16.9		58.2	0.4
80 (55)		747	1,427	12.2	1,251	867	261		856	5	87.7	60.7	18.3		60.0	0.3
85( 60)		781	1,431	11.8	1,269	968	252		910	4	88.7	67.6	17.6		63.6	0.3
1990(平成 2)		624	1,015	8.2	890	730	136		711	3	87.7	71.9	13.4		70.1	0.3
91( 3)		601	946	7.6	826	681	117		681	3	87.3	72.0	12.4		71.9	0.3
92( 4)		586	898	7.2	781	646	104		662	3	86.9	72.0	11.6		73.7	0.3
93( 5)		586	883	7.1	765	639	97		659	3	86.7	72.4	10.9		74.6	0.3
94( 6)		595	885	7.1	766	645	92		671	3	86.5	72.8	10.4		75.8	0.3
95( 7)		602	882	7.0	760	639	88		680	2	86.2	72.4	10.0		77.1	0.3
96(8)		613	887	7.1	766	649	85		695	3	86.3	73.1	9.6		78.3	0.3
97( 9)		631	906	7.2	784	669	84		716	3	86.6	73.8	9.3		79.0	0.3
98( 10)		663	947	7.5	822	707	86		753	2	86.8	74.7	9.1		79.6	0.3
99( 11)		704	1,004	7.9	877	763	91		804	2	87.3	76.0	9.1		80.0	0.2
00 ( 12)		751	1,072	8.4	943	824	97	67	864	2	87.9	76.9	9.0	6.2	80.6	0.2
01 ( 13)		805	1,148	9.0	1,015	891	105	84	929	2	88.4	77.6	9.1	7.4	80.9	0.2
02( 14)		871	1,243	9.8	1,105	975	114	106	1,003	3	89.0	78.5	9.2	8.5	80.7	0.2
03( 15)		941	1,344	10.5	1,202	1,069	124	127	1,083	3	89.4	79.5	9.2	9.5	80.5	0.2
04( 16)		999	1,423	11.1	1,274	1,143	132	147	1,155	3	89.5	80.3	9.3	10.3	81.1	0.2
05( 17)		,042	1,476	11.6	1,320	1,194	136	164	1,208	32	89.5	80.9	9.2	11.1	81.8	2.1
06( 18)		,076	1,514	11.8	1,354	1,233	137	172	1,226	36	89.5	81.5	9.1	11.4	81.0	2.4
07( 19)		,105	1,543	12.1	1,380	1,262	136	184	1,248	38	89.4	81.8	8.8	11.9	80.9	2.5
08( 20)		,149	1,593	12.5	1,422	1,305	135	196	1,282	40	89.3	81.9	8.5	12.3	80.5	2.5
09( 21)	1,	,274	1,764	13.8	1,586	1,460	144	210	1,406	49	89.9	82.8	8.2	11.9	79.8	2.8
10( 22)		,410	1,952	15.2	1,767	1,635	155	228	1,554	56	90.5	83.7	8.0	11.7	79.6	2.9
11( 23)		,498	2,067	16.2	1,872	1,742	159	248	1,657	60	90.6	84.3	7.7	12.0	80.2	2.9
12( 24)		,559	2,136	16.7	1,928	1,812	159	270	1,716	62	90.3	84.8	7.4	12.6	80.4	2.9
13( 25)		,592	2,162	17.0	1,941	1,836	154	290	1,746	61	89.8	84.9	7.1	13.4	80.8	2.8
14( 26)		,612	2,166	17.0	1,947	1,844	148	310	1,763	59	89.9	85.1	6.8	14.3	81.4	2.7
15( 27)		,630	2,164	17.0	1,927	1,842	142	330	1,776	57	89.1	85.1	6.6	15.3	82.1	2.6
16( 28)		,637	2,145	16.9	1,907	1,830	134	348	1,770	54	88.9	85.3	6.2	16.2	82.5	2.5
17( 29)		,641	2,125	16.8	1,886	1,816	125	366	1,765	52	88.7	85.5	5.9	17.2	83.1	2.4
18( 30)		,637	2,097	16.6	1,852	1,792	117	381	1,751	49	88.3	85.5	5.6	18.2	83.5	2.3
19(令和元)		,636	2,073	16.4	1,820	1,770	108	394	1,743	46	87.8	85.4	5.2	19.0	84.1	2.2
20( 2)		,637	2,052	16.3	1,796	1,755	101	405	1,710	43	87.5	85.5	4.9	19.7	83.3	2.1
21( 3)	1,	,642	2,039	16.2	1,781	1,747	94	416	1,709	41	87.4	85.7	4.6	20.4	83.8	2.0

資料:厚生労働省社会・援護局「被保護者調査」(平成23年度までは政策統括官付行政報告統計室「福祉行政報告例」) (注) 「その他扶助人員」は、平成17年度より、高等学校等就学費が新たに創設されたことに伴い増加している。

# 詳細データ② 世帯類型別生活保護受給世帯数の構成比の推移

生活保護受給世帯数を世帯類型別にみると、高齢者世帯が55.6%と最も多い。

なお、高齢者世帯の割合が平成17年に減少しているのは高齢者世帯の定義を、平成16年度までは「男65歳以上、女60歳以上の者のみで構成されている世帯もしくは、これらに18歳未満の者が加わった世帯」としていたものを、平成17年度からは「男女ともに65歳以上の者のみで構成されている世帯もしくは、これらに18歳未満の者が加わった世帯」と変更したことによるものである。

(単位:%)

	1975 (昭和50) 年度	80 (55)	85 (60)	1990 (平成2)	91 (3)	92 (4)	93 (5)	94 (6)	95 (7)	96 (8)	97 (9)	98 (10)	99 (11)	00 (12)	01 (13)	02 (14)	03 (15)	04 (16)
高齢者世帯	31.4	30.3	31.2	37.2	38.8	40.2	41.1	41.8	42.3	43.2	44.0	44.5	44.9	45.5	46.0	46.3	46.4	46.7
母子世帯	10.0	12.8	14.6	11.7	10.8	9.9	9.3	9.0	8.7	8.4	8.3	8.2	8.3	8.4	8.5	8.6	8.7	8.8
傷病・障害者 世帯	45.8	46.0	44.8	42.9	42.7	42.4	42.3	42.1	42.0	41.6	41.0	40.4	39.6	38.7	37.8	36.7	35.8	35.1
その他の世帯	12.9	10.9	9.3	8.1	7.8	7.5	7.2	7.1	6.9	6.8	6.7	6.8	7.1	7.4	7.7	8.3	9.0	9.4
	05 (17)	06 (18)	07 (19)	08 (20)	09 (21)	10 (22)	11 (23)	12 (24)	13 (25)	14 (26)	15 (27)	16 (28)	17 (29)	18 (30)	19 (令和元)	20 (2)	21 (3)	
高齢者世帯	43.5	44.1	45.1	45.7	44.3	42.9	42.6	43.7	45.4	47.5	49.5	51.4	53.0	54.1	55.1	55.5	55.6	
母子世帯	8.7	8.6	8.4	8.2	7.8	7.7	7.6	7.4	7.0	6.8	6.4	6.1	5.7	5.3	5.0	4.6	4.4	
傷病・障害者 世帯	37.5	37.0	36.4	35.5	34.3	33.1	32.8	30.6	29.3	28.3	27.3	26.4	25.7	25.3	25.0	24.8	24.8	
その他の世帯	10.3	10.2	10.1	10.6	13.5	16.2	17.0	18.4	18.2	17.5	16.8	16.1	15.7	15.2	14.9	15.0	15.2	

資料:厚生労働省社会・援護局「被保護者關査」(平成23年度までは政策統括官行政報告統計室「福祉行政報告例」)

# 日常生活自立支援事業

# 概 要

### 日堂生活白立支援事業の概要

日常生活自立支援事業は、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な者に対し、福祉サービスの利用援助等を行うことにより、地域において自立した生活が送れるよう支援することを目的とするよの。

#### 1 対象者

本事業の対象者は、次のいずれにも該当する者とする。

- ア 判断能力が不十分な者 (認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等であって、日常生活を営むのに必要なサービスを利用するための情報の入手、理解、判断、意思表示を本人のみでは適切に行うことが困難な者)
- イ 本事業の契約の内容について判断し得る能力を有していると認められる者

#### 2. 援助内容

- ア本事業に基づく援助の内容は、次に掲げるものを基準とする。
  - a 福祉サービスの利用援助
  - b 苦情解決制度の利用援助
  - c 住宅改造。民住家屋の賃借 日常生活上の消費契約及び住民票の届出等の行政手続に関する援助等
- イ アに伴う援助の内容は、次に掲げるものを基準とする。
- a 預金の払い戻し、預金の解約、預金の預け入れの手続等利用者の日常生活費の管理(日常的金銭管理)
- b 定期的な訪問による生活変化の察知

#### 3. 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県社会福祉協議会及び指定都市社会福祉協議会である。

ただし、窓口業務は、利用者の利便性を考慮し、都道府県社会福祉協議会又は指定都市社会福祉協議会から委託を受けた市区 町村社会福祉協議会等(基幹的社協)が実施している。

(参考) 令和4年3月末現在の実施体制

 基幹的社協
 1,578か所

 専門員
 3,842人

 生活支援員
 15.845人

#### 4 宝施状况

	延べ相談件数 (※)	新規利用契約件数
平成11年10月~平成12年3月	13,007件	327件
平成12年度	42,504件	1,687件
平成13年度	106,676件	3,280件(対前年度比1.94倍)
平成14年度	159,688件	4,631件(対前年度比1.41倍)
平成15年度	231,898件	6,252件(対前年度比1.35倍)
平成16年度	298,043件	6,486件(対前年度比1.04倍)
平成17年度	402,965件	7,247件(対前年度比1.12倍)
平成18年度	530,871件	7,626件(対前年度比1.05倍)
平成19年度	708,432件	8,580件(対前年度比1.13倍)
平成20年度	879,523件	9,142件(対前年度比1.07倍)
平成21年度	1,021,489件	9,434件(対前年度比1.03倍)
平成22年度	1,157,756件	10,346件(対前年度比1.10倍)
平成23年度	1,241,086件	10,933件(対前年度比1.06倍)
平成24年度	1,399,641件	10,872件
平成25年度	1,472,472件	11,513件(対前年度比1.06倍)
平成26年度	1,577,103件	12,349件(対前年度比1.07倍)
平成27年度	1,767,312件	12,854件(対前年度比1.04倍)
平成28年度	1,904,734件	11,849件(対前年度比0.92倍)
平成29年度	2,010,154件	11,768件(対前年度比0.99倍)
平成30年度	2,079,178件	11,538件(対前年度比0.98倍)
令和元年度	2,128,325件	11,419件(対前年度比0.99倍)
令和 2年度	2,205,227件	11,554件(対前年度比1.01倍)
令和 3年度	2,288,030件	10,830件(対前年度比0.94倍)
合 計	25,626,114件	202,517件

※ 延べ相談件数は、事業内容等に関する問い合わせ、契約締結までの相談及び契約締結後の相談を含むものである。 (参考)

## 【令和3年度 対象者別契約の状況】

対象者	認知症高齢者 など	知的障害者 など	精神障害者 など	その他	計	うち生活保護
契約件数	5,948	1,659	2,662	561	10,830	4,550
構成比(%) 54.9		15.3	24.6	5.2		42.0

資料:全国社会福祉協議会調べ。

# 生活福祉資金貸付制度

# 概 要

# 生活福祉資金貸付制度の概要

【創設年度】 昭和30年度

【実施主体】 都道府県社会福祉協議会

#### 【貸付対象】

低所得者世帯・・・必要な資金を他から借り受けることが困難な世帯(市町村民税非課税程度)

**隨害者世帯・・・・身体隨害者手帳、療育手帳、精神隨害者保健福祉手帳の交付を受けた者等の属する世帯** 

高齢者世帯・・・・65歳以上の高齢者の属する世帯

### 【貸付資金の種類】

総合支援資金(生活支援費、住宅入居費、一時生活再建費)、福祉資金(福祉費、緊急小口資金)、教育支援資金(教育支援費、就学支度費)、不動産担保型生活資金(不動産担保型生活資金、要保護世帯向け不動産担保型生活資金)

#### 【貸付金利子】

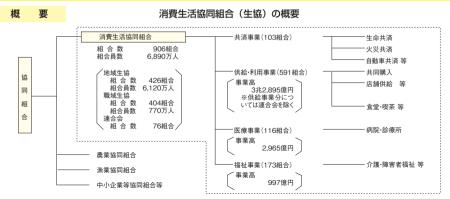
連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人を立てない場合は年1.5%

「①緊急小口資金、教育支援資金は無利子

②不動産担保型生活資金、要保護世帯向け不動産担保型生活資金は年3%又は長期プライムレートのいずれか低い利率。

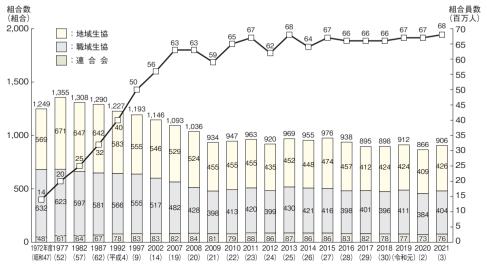


# 消費生活協同組合



資料:厚生労働省社会·援護局「令和4年度消費生活協同組合(連合会)実態調査」

# 消費生活協同組合数等の推移



資料:厚生労働省社会·援護局「令和4年度消費生活協同組合(連合会)実態調査」

# 戦傷病者・戦没者遺族等の援護

# 枳

# 戦傷病者・戦没者遣族等の揺蓮

軍人軍属等の公務上の負傷若しくは疾病または死亡に関し、国家補償の精神に基づき、恩給法による給付を受けている者を除く 軍人軍属等であった者またはこれらの遺族を援護する目的で年金等の給付を行う。

対象者	軍人(恩給該当者を除く)軍属及び準軍属で公務傷病等により障害を有する者及び死亡した者の遺族												
	障害給付		造	族給付									
	障害年金	459人	遺族年金		895人								
	公務傷病		(軍人軍属の遺族)	/ 先順位者	894人)								
	9,729,100円(特別項症) ~	961,000円(第5款症)		後順位者	1人								
			遺族給与金		804人								
援護	勤務関連傷病		(準軍属の遺族)	/ 先順位者	803人)								
の	7,417,100円(特別項症) ~	743,000円(第5款症)		後順位者	1人								
内容	   障害一時金	679人(累計)	   公務死亡 / 先順位者		1,966,800円)								
	(年金に代え選択した場合)		後順位者		72,000円								
			勤務関連死亡 / 先順位者		1,573,500円)								
			後順位者		56,400円								
			弔慰金	累計	2,085,290人								
			額面5万円、年6分の利子	付、10年償還の	国債								

資料:厚生労働省社会・援護局調べ。

- (注) 1. 受給人員は令和5年3月31日現在。 2. 金額は令和5年3月31日現在。

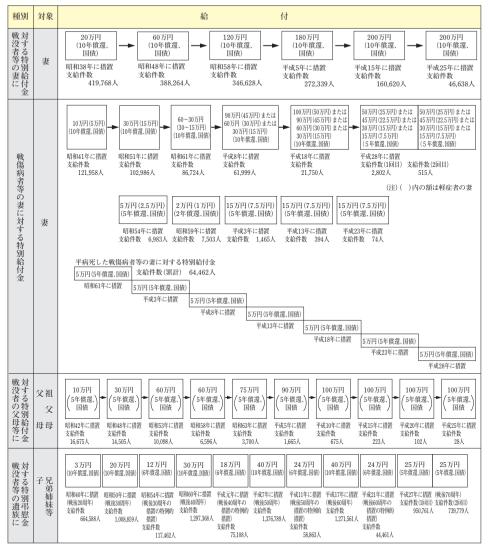
# 戦傷病者特別援護法による援護

軍人軍属等であった者の公務上の傷病に関し、国家補償の精神に基づき、特に療養の給付等の援護を行う。

対象者	軍人軍属及び準軍属で公務傷病等により障害者となった者等で戦傷病者手帳の交付を受けた者 2,814					
援護の内容	<ol> <li>1. 療養の給付</li> <li>2. 療養手当(月額30,700円)の支給</li> <li>3. 葬祭費(212,000円)の支給</li> </ol>	32人 0人 1件	<ul><li>5. 補装具の支給及び修理</li><li>6. 国立保養所への収容</li><li>7. JR無賃乗車船の取扱い</li></ul>	25件 0人 429人		
	4. 更生医療の給付	0件				
	戦傷病者相談員	114人(令和3	3年10月1日現在)			

- (注) 1. 受給人員等 (戦傷病者相談員の数を除く。) は令和4年3月31日現在。
  - 2. 「援護の内容」の7の人数は引換証交付者数である。
  - 3. 金額は令和5年3月31日現在。

# 詳細データ 特別給付金・特別弔慰金一覧



- (注) 支給件数は令和5年3月31日現在。
- 1. 戦没者等の妻などが受けてきた精神的痛苦に対し、国として特別の慰藉を行うため、特別給付金として国債を支給している。なお、戦傷病者等の妻に対する特別給付金については平成28年の措置から、戦没者等の妻に対する特別給付金については令和5年の措置から、それぞれ5年償還の国債を5年ごとに2回支給することとしている。
- 2. 戦後20周年、40周年、40周年、50周年、60周年、70周年といった機会に国として改めて弔慰の意を表すため、戦没者等の遺族に対し特別弔慰金として国債を支給している。なお、平成27年の措置から5年償還の国債を5年ごとに2回支給することとしている。

(8)

# 戦中・戦後の労苦継承

#### 枳 亜

### 戦中・戦後の労苦継承

#### ○昭和館

昭和館は、戦没者遺族を初めとする国民が経験した戦中・戦後の生活上の労苦を次世代に伝えることを目的として、1999(平 成11) 年春に開館した。

昭和館では、当時の国民生活の様子をありのままに伝える実物資料の展示を始め、図書・映像などの閲覧提供を行っている。 また、関連施設の情報を幅広く提供する事業も展開している。さらに、年2回開催される特別企画展では、毎回テーマを設定 して展示し、戦没者遺族を初めとする国民が経験した生活上の労苦をしのぶことができる。

· 所 在 地: 東京都千代田区九段南1-6-1

· 電 話 番 号: 03-3222-2577

・ホームページ: https://www.showakan.go.in

#### ○しょうけい館(戦傷病者史料館)

しょうけい館は、戦傷病者に対する援護施策の一環として、戦傷病者とその家族が経験した戦中・戦後の労苦を次世代に 伝えることを目的として、2006 (平成18) 年寿に開館した。

しょうけい館では、戦傷病者やその家族の労苦をありのままに伝える実物資料や証言の展示を始め、野戦病院ジオラマや 図書・映像などの閲覧提供を行うとともに、企画展示などを行っている。戦傷病者とその家族が経験した戦中・戦後の労苦 をしのぶことができる。

・所 在 地: 東京都千代田区九段南1-5-13 ツカキスクエア九段下

·雷 話 番 号: 03-3234-7821

・ホームページ: https://www.shokeikan.go.jp

# 慰霊事業

#### 概 要

### 尉霊事業の概要

#### 

昭和38年度から、毎年8月15日に国家行事による戦没者の追悼行事として日本武道館において全国戦没者追悼式を 実施している。

また、昭和39年度から毎年春に皇族の御臨席の下、国の施設である千鳥ヶ淵戦没者墓苑に納められている遺骨に対 して拝礼を行っている。また、拝礼式においては、遺骨収集事業により収容した戦没者の遺骨のうち、遺族に返還す ることのできない遺骨の納骨を行っている。

#### **戦没者遺骨収集**

昭和27年度から、旧主要戦域において戦没者の遺骨収集を実施しており、海外戦没者240万人(硫黄島、沖縄を含む) のうち令和5年3月末現在、約128万柱の遺骨を収容している。

また、各国の国立公文書館等における資料調査や、戦没者の遺骨収集を実施する地域における現地調査により得ら れた情報を活用し、戦没者の遺骨収集の推進を図っている。

# 戦没者遺骨に係る所属集団判定

戦没者の遺骨について、DNA鑑定や形質鑑定の結果、埋葬地資料、遺留品等を総合的に勘案し、日本人の遺骨であ るか否かの判定を行っている。

# 戦没者遺骨に係る身元の特定のためのDNA鑑定及び遺骨等返還

遺骨収集事業により送還した遺骨について、身元の特定のためのDNA鑑定を実施し、身元が特定された遺骨につい て、遺族へお返ししている。

また、遺留品については遺留品調査を実施して伝達している。

#### 尉雪巛拝

昭和51年度から、旧主要戦域や遺骨収容の望めない地域のほか海上での戦没者の慰霊のため、計画的に遺族を主体 とした慰霊巡拝を行っている。

#### 慰霊友好親善事業

平成3年度から、戦没者遺児が、戦争犠牲者という共通の立場から旧主要戦域の関係者と友好親善事業を通じて戦 争犠牲者の慰霊追悼を行い、恒久平和を願う事業を行っている。

#### 戦没者慰霊碑の維持管理等

旧主要戦域ごとに中心となるべき地域1箇所に建立した戦没者慰霊碑について適切な維持管理等を行うとともに、 旧ソ連地域で小規模慰霊碑を建立するなどの事業を行っている。

#### 詳細データ① 戦没者遺骨収集の実施状況

(単位:柱)

地 域	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
<b>正黄島</b>	42	11	46	24	75
10.典局	42	''	46	24	75
中編	18	56	57	49	46
TAME	10	36	57	49	46
中部太平洋	98	264	0	195	74
1 862% 171			2	0	0
ミャンマー	30	0	0	0	0
* * * *			0	0	0
インドネシア	0	0	0	0	0
			0	0	0
フィリピン	0	0	0	0	0
			0	0	7
インド	0	0	0	0	0
		0	0	0	23
東部ニューギニア	42		ŏ	0	0
	494	5	0	0	1
ビスマーク・ソロモン諸島			0	0	0
・樺太・アリューシャン		7	0	0	0
十島・樺太・アリューシャン	2		0	0	0
コシア(旧ソ連・モンゴルを含む)	112	61	0	0	1
コント(旧)定・ビンコルを召む)	112		0	0	0
中国東北部(ノモンハンを含む)	0	0	0	0	0
中国来北郎(グモンバンを占む)	Ů		0	0	0
オーストラリア	0	0	0	0	0
	, and	ļ ,	0	0	0
韓国	0	0	0	0	0
		-	0	0	0
アメリカ	0	0	0	0	0
			0	0 2	0
他域不明(※1)	0	0	0	0	0
승 計	838	404	105	73	121

- ※1 大使館等で受領した遺骨で、収容した地域の情報がないことにより地域を特定できないもの。
- 注 令和2年度以降については、上段に検体を日本に送還した数、下段に遺骨を日本に送還した数を記載。 合計においては、遺骨を日本に送還した数を反映している。
- 注 一部について鑑定中の遺骨があり、数値に変更が生じる可能性がある。

# 詳細データ② 戦没者遺骨の身元特定のための DNA 鑑定状況

(単位:件)

年度	判明	否 定	計
平成15年度	8	0	8
平成16年度	47	24	71
平成17年度	157	36	193
平成18年度	168	245	413
平成19年度	149	187	336
平成20年度	145	71	216
平成21年度	86	76	162
平成22年度	46	60	106
平成23年度	30	15	45
平成24年度	32	65	97
平成25年度	68	126	194
平成26年度	65	125	190
平成27年度	43	93	136
平成28年度	40	394	434
平成29年度	16	50	66
平成30年度	49	444	493
令和元年度	25	231	256
令和2年度	26	186	212
令和3年度	10	493	503
令和4年度	21	898	919
計	1,231	3,819	5,050

資料:厚生労働省社会・援護局調べ。

# 詳細データ③ 慰霊巡拝の実施状況

(単位:人)

年 度	地 域	参加遺族数
2015 ( 27)	旧ソ連、中国、硫黄島、フィリピン、インドネシア、パラオ諸島、東部ニューギニア、北ボルネオ	345
2016 ( 28)	旧ソ連、中国、硫黄島、フィリピン、樺太、東部ニューギニア、ビスマーク・ソロモン諸島、マリア ナ諸島、ミャンマー	301
2017 ( 29)	旧ソ連、中国、硫黄島、東部ニューギニア、インドネシア、トラック諸島、フィリピン、マーシャル・ ギルバート諸島	281
2018 ( 30)	旧ソ連、中国、硫黄島、フィリピン、東部ニューギニア、北ボルネオ、ビスマーク諸島、ミャンマー、 パラオ諸島	286
2019(令和元)	旧ソ連、中国、硫黄島、アッツ島、フィリピン、モンゴル、インド、東部ニューギニア、ソロモン諸 島、マリアナ諸島	243
2020 ( 2)	硫黄島	19
2021 ( 3)	硫黄島	42
2022 ( 4)	硫黄島	128

# 詳細データ④ 戦没者慰霊碑建立状況

慰霊碑の名称	建 立 地	竣工年月日
硫黄島戦没者の碑	東京都小笠原村硫黄島	昭46. 3.26
比島戦没者の碑	フィリピン共和国ラグナ州カリラヤ	昭48. 3.28
中部太平洋戦没者の碑	アメリカ合衆国(自治領)北マリアナ諸島サイパン島マッピ	昭49. 3.25
南太平洋戦没者の碑	パプアニューギニア独立国東ニューブリテン州ラバウル市	昭55. 9.30
ビルマ平和記念碑	ミャンマー連邦共和国ヤンゴン市	昭56. 3.28
ニューギニア戦没者の碑	パプアニューギニア独立国東セピック州ウエワク市	昭56. 9.16
ボルネオ戦没者の碑	マレーシア ラブアン市	昭57. 9.30
東太平洋戦没者の碑	マーシャル諸島共和国マジュロ島マジュロ	昭59. 3.16
西太平洋戦没者の碑	パラオ共和国ペリリュー州ペリリュー島	昭60. 3. 8
北太平洋戦没者の碑	アメリカ合衆国アラスカ州アッツ島(アリューシャン列島)	昭62. 7. 1
第二次世界大戦慰霊碑	インドネシア共和国パプア州ビアク島パライ	平 6. 3.24
インド平和記念碑	インド マニプール州インパール市ロクパチン	平 6. 3.25
日本人死亡者慰霊碑	ロシア連邦ハバロフスク地方ハバロフスク市	平 7. 7.31
樺太・千島戦没者慰霊碑	ロシア連邦サハリン州(樺太)スミルヌイフ	平 8.11. 1
日本人死亡者慰霊碑	モンゴル国ウランバートル市	平13.10.15

資料:厚生労働省社会・援護局調べ。

# 詳細データ⑤ ソ連抑留中死亡者の小規模慰霊碑建立状況

地域	建 立 地	竣工年月
タタールスタン共和国	ロシア連邦タタールスタン共和国エラブガ市	平12. 9
クラスノヤルスク地方	ロシア連邦クラスノヤルスク地方クラスノヤルスク市	平12. 9
ハカシア共和国	ロシア連邦ハカシア共和国チェルノゴルスク市	平13. 9
スベルドロフスク州	ロシア連邦スベルドロフスク州ニージニタギール市	平13. 9
ウズベキスタン共和国	ウズベキスタン共和国タシケント市	平15. 9
ケメロボ州	ロシア連邦ケメロボ州ケメロボ市	平18.10
ノボシビルスク州	ロシア連邦ノボシビルスク州ノボシビルスク市	平19.12
アルタイ地方	ロシア連邦アルタイ地方ビースク市	平19.12
オレンブルグ州	ロシア連邦オレンブルグ州オレンブルグ市	平20. 9
ジョージア	ジョージア トビリシ市	平22. 3
沿海地方	ロシア連邦沿海地方アルチョム市	平22.11
アムール州	ロシア連邦アムール州ベロゴルスク地区ワシリエフカ村	平24.11
ザバイカル地方	ロシア連邦ザバイカル地方チタ市	平25. 7
タンボフ州	ロシア連邦タンボフ州ノーヴァヤ・リャダ町	平29. 3
イルクーツク州	ロシア連邦イルクーツク州イルクーツク市	平29. 8
カザフスタン共和国	カザフスタン共和国アスタナ市	令 5. 3

(8)

# 中国残留邦人等に対する援護施策

概

中国残留邦人等に対する援護施策の概要

# 中国残留邦人等に対する支援策

# 国が委託する施設での支 研 修施設での支援

揺

\*

中国帰国者支援・ 交流センター (全国7ブロックに設置)

(北海道、東北、首都圏、 東海・北陸、近畿、 中国・四国 カ州)

- <帰国後6か月間の定着促進支援(首都圏センター)>
  - \*平成28年度から、中国帰国者定着促進センターの機能を統合
  - ・ 集中的な日本語教育 生活指導 就職相談等の定着促進事業 (宿泊・涌所研修)
- <定着促進支援修了後1年間の白立研修支援(首都圏センター)> ・集中的な日本語習得支援 生活相談等を行う自立研修事業 (诵所研修)
- <永続的な支援(7センター共通)>
  - ・日本語学習支援、日本語交流サロン支援
  - ・生活相談、地域の人々や帰国者同十の交流支援
  - ・各自治体が実施する地域生活支援事業に対する助言・協力等 の支援
- <介護に係る環境整備(7センター共涌)>
- ・語りかけボランティア訪問
- <次世代継承事業(首都圏センター)>
  - ・中国残留邦人等が経験した様々な労苦を次世代に語り継ぐ 語り部事業を実施

# 支給事務を実施 ※自治体が支援給付及び配偶者支援金の

生活支援

満額の老齢基礎 年金等の支給

- ・帰国前の公的年金に加入できなかった期間だけでなく、帰国 後の期間についても保険料の納付を認める。
- ・納付に必要な額は全額国が負担することにより、満額の老齢 基礎年全等を支給。

# <支援給付>

- ・満額の老齢基礎年金等については、収入認定除外
- 厚生年金等その他の収入がある者については、その3割を収 入認定除外
- ・生活支援給付の他に、住宅費、医療費、介護費等も個々の世 帯に応じて支給
- ・中国語等のできる支援・相談員の配置

# <配偶者支援金>

・中国残留邦人等死亡後の特定配偶者(「特定中国残留邦人等 が永住帰国する前から継続して配偶者である者)に対して 支給

# 支援給付及び 配偶者支援金 の支給

\* 応じて実施 地域での支援

地域での多様な ネットワークを活用し 地域で安定して生活 できる環境を構築

- ◎地域での中国残留邦人等支援ネットワーク事業
  - ・地域住民の理解を得るための研修会開催に必要な経費の補
  - ・地域住民や中国残留邦人等の調整を行う者(支援リーダー) の活動費補助 等
- ◎身近な地域での日本語教育支援
  - ・地域ボランティアが実施する日本語教室に対する助成
  - ・民間日本語学校利用時の受講料補助等
- ◎自立支援通訳、自立指導員等の派遣費用の補助
- ◎中国残留邦人等への地域生活支援プログラムの実施
- ◎二世に対する就労支援

#### 椒 亜

#### 老後の生活支援の概要

# 1. 満額の老齢基礎年金等の支給

特定中国建留邦人等が満額の老齢基礎年金等を受給することを可能とするため、帰国前の期間を含めた被保障者期間(最大40年) に対応する保険料相当額を「一時金」として本人に支給し、その中から保険料納付額を国が控除し本人に代わって日本年金機構に納 付する (対象者:6278人 ※令和5年3月末現在)

中国残留邦人等のうち、以下の要件に該当する者

1 明治44年4月2日以後に出生した者

2 戦後の混乱が概ね収束する昭和21年12月31日以前に出生した者(※) 3 昭和36年4月1日以後に初めて永住帰国した者

4 永住帰国した日から引き続き1年以上日本に住所を有する者

※2に準ずる事情にある者として厚生労働大臣が認める者を含む。

#### 2 支援給付制度

対象者

満額の老齢基礎年金等の支給に加え、世帯収入が一定基準を満たさない場合には支援給付を支給する。 支援給付は、生活保護の基準を準用する。

#### 詳細データ①

# 被支援世帯数・被支援実人員・給付人員と給付率の推移

(1か月平均)

	被支援	被支援	生活支	住宅支	介護支	医療支	その他		給付率	(実人員=	=100.0)	
	実世帯 数	実人員 (人)	援人員 (人)	援人員 (人)	援人員 (人)	援人員 (人)	人員 (人)	生活 支援	住宅 支援	介護 支援	医療 支援	その他 支援
2019 (令和元年度)	3,971	5,767	5,694	5,406	2,133	5,489	9	99%	94%	37%	95%	0%
2020(令和2年度)	3,847	5,530	5,443	5,152	2,181	5,232	9	98%	93%	39%	95%	0%
2021 (令和 3 年度)	3,712	5,269	5,190	4,896	2,220	5,001	6	99%	93%	42%	95%	0%

資料:厚生労働省政策統括官付行政報告統計室「福祉行政報告例」

### 詳細データ②

## 世帯類型別被支援給付世帯数の推移

	夫婦世帯	本人単身世帯	配偶者単身世帯	その他世帯
2018(平成30年度)	1,768	1,533	449	274
2019 (令和元年度)	1,656	1,505	485	261
2020(令和 2 年度)	1,550	1,460	516	252
2021 (令和 3 年度)	1,434	1,431	537	233

資料:厚生労働省支援給付施行事務監查資料

#### 【支援・相談員の配置】

支援給付の実施機関に、中国残留邦人等に理解が深く、中国語又はロシア語ができる支援・相談員を配置し、中国残留邦人等のニー ズに応じた助言等を行うことにより安心した生活が送れるよう支援する。

#### 詳細データ③

# 支援・相談員数(人)

2018(平成30年度)	361
2019 (令和元年度)	350
2020(令和2年度)	335
2021(令和3年度)	322

資料: 厚生労働省調べ

# 3. 中国残留邦人等地域生活支援事業

中国残留邦人等の自立を支援するため、地域での支援ネットワークの構築、日本語学習者への支援、通訳の派遣等を行うことによ り、地域の一員として普通の暮らしを送れるよう支援することを目的とする。

# 【対象者】

中国残留邦人等及び中国残留邦人等と日本で生活を共にするために日本に同行入国した親族等

#### 【実施主体】

本事業の実施主体は、都道府県、市町村(特別区を含む)である。

### 【宝施状况】

	実施率(実施自治体数/全自治体数)
2019 (令和元年度)	95%
2020(令和 2 年度)	94%
2021 (令和 3 年度)	93%
2022(会和4年度)	91%

資料:厚生労働省調べ